②　4⑹及び⑻の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。）。

③　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写し。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　特定ＪＶとしての資格及びその審査

⑴　特定ＪＶの構成は、次の⑵から⑾の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

⑵　全ての構成員について、厚生労働省から平成31・32年度有資格者名簿［建設工事］のうち近畿ブロックにおけるそれぞれの工事種別に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　全ての構成員について、厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載されたそれぞれの担当する工事種別の総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の総合評点が次の点数以上であること。）。

管工事　1,100点

代表者以外の構成員は、850点

⑷　全ての構成員について、会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　全ての構成員について、当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　全ての構成員は、①に掲げる要件を満たすこと。工事実績は、平成16年４月１日以降に完成・引渡しが完了したものとする。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶの場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

①　工事に携わる構成員は、工事種目が管工事の有資格業者であって、次の条件を満足する新設工事を元請けとして施工した実績を有すること。

建物用途　病院　なお、代表者以外の構成員は、病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所

構　造　問わない

階　数　地上５階建て以上　なお、代表者以外の構成員は地上３階建て以上

建物規模　延べ面積30,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積30,000㎡以上）なお、代表者以外の構成員は、延べ面積3,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積3,000㎡以上）

工事種目　空気調和設備及び給排水設備（工事種目の空気調和設備については機器・配管及びダクト、給排水設備については機器及び配管の施工・試験調整を含むシステム一式を施工した工事の実績であること。ただし、空気調和設備と給排水設備が異なる工事の実績でも良いが、それぞれ工事種目以外の条件も満たす工事とする。）

⑺　全ての構成員について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設業の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実、かつ、円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

⑻　各構成員は建設業法の建設業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑼　出資比率要件　特定ＪＶのすべての構成員は、出資比率20％以上であるものとする。

⑽　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑾　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

5　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い４⑵の認定（４⑵の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも２及び３により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、４⑵の認定を受けていない構成員が４⑵の認定を受けることが必要である。（当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了していない場合は、競争に参加できないことがある。また、４⑵の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに４⑵の認定又は４⑵の一般競争参加資格がないとの認定（４⑵の独立行政法人労働者健康安全機構契約担当役が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。）

6　資格審査結果の通知　「競争参加資格確認通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「大阪労災病院新棟その他機械設備工事○○・○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和元年10月24日

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局雇用保険課長

松本　圭

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

「職業情報提供サイト（日本版Ｏ－ＮＥＴ）（仮称）」に係る運用・保守等業務一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和元年11月13日17時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100－8916 東京都千代田区霞が関１－２－２中央合同庁舎５号館　厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官室担当　古田　詩織　電話03－5253－1111（内線5670）

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和元年10月24日10時から令和元年11月13日午後５時まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会

⑴　開催日時　令和元年10月29日午前10時から説明会場への入場は午前９時50分からとする。当日は説明会場以外の執務室のへの立ち入りは原則として不可とする。

⑵　開催場所　東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎５号館12階　厚生労働省職業安定局第１会議室

5　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : “Site of Occupational information (Japanese O-NET) (tentative name)”, operation and maintenance duties, 1 set